

令和3年8月24日

教員免許状更新講習 受講者 各位
ご検討中を含めた申込希望者 各位

星槎道都大学 生涯学習課

教員免許更新制の発展的解消に関する報道について

8月23日に行われた中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会教員免許更新制小委員会（第5回）において、教員免許更新制を発展的に解消することを文部科学省において検討することが適当であるとする審議まとめ（案）が示されたことが発表・報道されております。

このことについて、文部科学省からは、8月23日の小委員会後に行われた萩生田光一文部科学大臣の記者会見において、以下のように発言があった旨、通知がありました。

【大臣発言】

「中央教育審議会が最終的な結論を得た上で、関連する法改正が行われるまでは、現行の教員免許更新制は存続することになります。

このため、免許状の有効期間が到来する先生が、更新講習を修了し、更新手続を行わない場合は、免許状が失効することになりかねません。

審議まとめの案では、免許状更新講習の受講も研修履歴の記録及び管理の範囲に含め、人事配置や校務分掌の決定などに積極的に活用していくことも考えられるとされていることも踏まえ、各先生におかれては、必要な受講・手続に遺漏なきよう対応していただくようお願いいたします。」

なお、廃止となるのは最速でも2023年度の見通しとの報道もありますので、今年度末および来年度末が期限となる先生におかれましては、引き続き講習の受講についてご検討くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

廃止の詳細に関するお問い合わせにつきましては、文部科学省において公表されている情報以上の内容を掌握しておらず、本学では回答いたしかねます。

<参考>

○中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会教員免許更新制小委員会（第5回）会議資料

https://www.mext.go.jp/kaigisiryoy/2020/1422489_00019.html